

令和4年第11回美幌町議会定例会会議録

令和4年12月6日 開会

令和4年12月9日 閉会

令和4年12月9日 第4号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 議案第 69号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備
に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 70号 美幌町職員の定年引上げに伴う関係条例の整理に関する条
例の制定について
- 日程第 4 議案第 71号 美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 5 議案第 72号 美幌町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 73号 美幌町個別排水処理事業の設置等に関する条例の制定につい
て
- 日程第 7 議案第 74号 地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整理に関する条例の
制定について
- 日程第 8 議案第 75号 令和4年度美幌町一般会計補正予算(第11号)について
- 日程第 9 議案第 76号 令和4年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2
号)について
- 日程第10 議案第 77号 令和4年度美幌町公共下水道特別会計補正予算(第3号)に
ついて
- 日程第11 議案第 78号 令和4年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算(第2号)
について
- 日程第12 議案第 79号 令和4年度美幌町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第13 議案第 80号 令和4年度美幌町病院事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第14 報告第 26号 定期監査報告について
- 日程第15 報告第 27号 例月出納検査報告について(8月~10月分)
- 日程第16 閉会中の継続調査について

○出席議員

- | | |
|-----------|---------------|
| 1番 戸澤義典君 | 2番 藤原公一君 |
| 3番 大江道男君 | 4番 高橋秀明君 |
| 5番 木村利昭君 | 6番 伊藤伸司君 |
| 7番 坂田美栄子君 | 副議長 8番 岡本美代子君 |
| 9番 稲垣淳一君 | 10番 古舘繁夫君 |
| 11番 上杉晃央君 | 12番 松浦和浩君 |
| 13番 馬場博美君 | 議長 14番 大原昇君 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

- | | |
|------------|---------------|
| 美幌町長 平野浩司君 | 教育委員会 会長 矢萩浩君 |
| 監査委員 高木清君 | |

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長	高崎利明君	総務部長	小室保男君
町民生活部長	関弘法君	福祉部長	河端勲君
経済部長	後藤秀人君	建設部長	那須清二君
病院事務長	但馬憲司君	事務連絡室長	志賀寿君
会計管理者	田中三智雄君	総務課長	斉藤浩司君
危機対策課長	弓山俊君	政策課長	沖崎寿和君
財務課長	吉田善一君	町民活動課長	佐久間大樹君
戸籍保険課長 選挙管理委員会事務局長	佐々木 斉君	税務課長	松尾まゆみ君
社会福祉課長	水上修一君	保健福祉課長	中尾 亘君
農林政策課長 農業委員会事務局長	橋本 勝君	耕地林務主幹	伊藤 寿君
みらい農業課長	午来 博君	商工観光課長	影山俊幸君
建設課長	森口尚博君	建築主幹	宮田英和君
環境管理課長	鶴田雅規君	上下水道課長	石山隆信君
病院総務課長	以頭隆志君	地域医療連携課長	高山吉春君
事務連絡室次長	横山聖二君	教育部長	遠藤 明君
学校教育課長	多田敏明君	学校給食課長	片平英樹君
社会教育課長	立花良行君	スポーツ振興課長	浅野謙司君
博物館課長	鬼丸和幸君	監査委員事務局長	遠 國 求君
監査委員事務局次長	小室秀隆君		

○議会事務局出席者

事務局長	遠國 求君	次 長	小室秀隆君
議事係長	高田秀昭君	庶務係長	村田 剛君
庶務係	金子未准君		

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これから令和4年第1回美幌町議会定例会第4日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番坂田美栄子さん、8番岡本美代子さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、配信しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第69号

○議長（大原 昇君） 日程第2 議案第69号個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） 議案書の21ページになります。

議案第69号個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の2ページをお開き願います。

資料1、議案第69号関係。

条例名につきましては省略させていただきます。

改正目的でございますが、デジタル社会の進展に伴い個人情報保護とデータ流通の両立が求められる中、令和3年5月に公布されました「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により「個人情報の保護に関する法律」が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体にも改正後の個人情報の保護に関する法律の規定が適用されることとなるため、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正内容でございますが、まず、これまでの個人情報の保護につきましては、国の行政機関等や民間事業者及び各地方公共団体で、それぞれの法律や条令によって取り扱われておりましたが、今後は全て同一の法律（改正後の個人情報の保護に関する法律）によって取り扱われるようになりました。

既に国の行政機関、独立行政法人等及び民間事業者につきましては、令和3年9月3日より適用となっております。

加えて今回、令和5年4月1日からは地方公共団体も適用となり、これで国の行政機関等や民間事業者、そして地方公共団体の全ての事業者で統一した取扱いへと変わることとなります。

このことから、本町におきましても、これまで条例で定めておりました町の個人情報保護の取扱いが、今後につきましては、法律を直接適用する取扱いに移行となりますことから、改正内容の一つ目としまして、現在、町で定める個人情報保護の取扱いを定めてございます美幌町個人情報保護条例及び美幌町特定個人情報保護条例の二つの条例について、廃止を行おうとするものでございます。

そして次に、改正内容の二つ目としまして、関係条例の改正であります。今回、個人情報保護の取扱いが条例から法律の直接適用へ移行することに伴い、美幌町自治基本条例、美幌町法令遵守の推進に関する条例、美幌町附属機関に関する条例、美幌町手数料徴収条例、美幌町暴力団の排除の推進に関する条例、こちらの五つの条例につきまして、それぞれの条例内でこれまで個人情報保護条例を引用している部分が、今後、個人情報の保護に関する法律を引用することに変更となるため、それぞれ引用条項等の改正を行おうとするものでございます。

なお、参考資料3ページから6ページに新旧対照表を添付してございますので、御参照いただければと思います。

根拠法令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律並びに個人情報の保護に関する法律。

施行日は令和5年4月1日でございます。

以上、議案第69号について御説明申し上げます。

よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第69号個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備

に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第70号

○議長（大原 昇君） 日程第3 議案第70号美幌町職員の定年引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の25ページになります。

議案第70号美幌町職員の定年引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

美幌町職員の定年引上げに伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の7ページをお開き願います。

資料2、議案第70号関係。

条例名は省略させていただきます。

経過及び改定の目的でございますが、少子高齢化の進展により生産年齢人口が減少する中、複雑化・高度化する行政課題に的確に対応するため、能力と意欲のある高齢期の職員が活躍できるよう国家公務員の定年延長制度が令和4年度から導入されております。

地方公務員についても、定年の段階的な引上げや管理監督職勤務上限年齢制など、国家公務員と同様の措置を講ずる法律改正が行われたことから、本町におきましても、定年延長制度を導入すべく関係する条

例の改正等を行うものでございます。

改定内容であります。美幌町職員の定年等に関する条例について、主な改正項目は記載の5点になります。

1点目は、定年の段階的な引上げです。

現行の60歳の定年を引上げて65歳とするもので、医師につきましては、現行の65歳を70歳に引上げいたします。

なお、計画的な定員管理を図るため、表に示すとおり、令和5年度から2年に1歳ずつ定年を段階的に引き上げることといたします。

2点目は、役職定年制の導入です。

組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職、管理職の上限年齢を60歳といたします。

管理職であった職員は、60歳に達した日後の最初の4月1日に主査職以下に発令されることとなります。

3点目は、定年前再任用短時間勤務制の導入です。

60歳以後、退職した職員について、本人の希望により短時間勤務の職に採用することができる制度を導入いたします。

任期は定年退職日の相当日、65歳までといたします。

4点目は、暫定的な再任用制度になります。

定年の引上げにより、現行の再任用制度は廃止されますが、定年の段階的な引上げ期間におきましては、年金受給開始年齢まで継続的な勤務が可能となるよう、令和13年度まで暫定的な再任用制度を設けます。

5点目は、情報提供・意思確認制度の新設になります。

職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供し、60歳以後の勤務の意思を確認する制度を設けます。

改正内容は以上の5点になります。

なお、参考資料に記載してございません

が、定年延長期間中の給与につきましては、60歳時と比べ7割程度の水準となります。

退職手当は定年延長後の退職時に支給されますが、その額は定年延長前を含め、基本給が最も高い額を基に算出されることとなります。

また、下段に記載しておりますが、定年延長制度の導入に伴いまして関係する条例の改正を3件、条例の廃止を1件、合わせて行おうとするものであります。

参考資料の8ページ以降に、条例の新旧対照表を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

根拠法令は地方公務員法。

施行日は令和5年4月1日でございます。

以上、議案第70号について御説明を申し上げます。

よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） ただいま御説明いただきましたが、2点ほど確認したいと思います。

今回の職員の定年等に関する条例の中で、現行の60歳定年を段階的に65歳までということに伴って危惧されるのが、延びたことによって新規採用職員の考え方はどうなるのか、あわせて、延びることによって美幌町の定数条例はどのように考えているのか、この2点についてお伺いします。

○議長（大原 昇君） 総務課長。

○総務課長（斉藤浩司君） ただいまの御質問に御答弁いたします。

定年延長制度に伴いまして、議員おっしゃるとおり、各地方公共団体でも危惧されるところが新規採用職員等にあります。

1点目の新規採用職員につきましては、行政サービスの引き続いた安定的な供給を

図る上で、一定程度採用していかなければならないと考えております。

これについては、その期間が延びるのではないかと危惧されますが、退職者につきましては年度によってばらつきがございます。

例えば、現在は四、五名を雇用していますが、退職者が8名いる年度もございますので、前倒しで採用するなど、基本的に新規採用者を今までどおりの水準で一定程度確保していきたい、その分については、退職者として長期的に見て平準化を図っていきたくて考えております。

また、定年延長に伴いまして、全職員が定年延長を希望した場合、令和9年前後には305人の定数を一時的に超えることにはなりません。

今現在の定年延長に伴って全員が希望した場合についても、その後は落ちついてくるということもあって、現時点では超えることは想定していません。

もし、超えるようなことがあってもその後は下がってくるということで、一時的な増加にしかならないと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第70号美幌町職員の定年引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（大原 昇君） 日程第4 議案第71号美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（那須清二君） 議案の41ページをお開き願ひます。

議案第71号美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の22ページをお開き願ひます。

資料3、議案71号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的であります、平成14年度当初に契約した借上げ公営住宅2棟15戸につきまして、20年間の契約期間満了後に再借上げを実施するに当たり、駐車場の使用料の改正が必要なため、条例の一部を改正するものであります。

改正内容であります、別表1に定める借上げ公営住宅駐車場の月額使用料について、基準値の土地公示価格の改正に伴い、以下に記載のとおり減額し改正するものであります。

新旧対照表については、23ページを御参照願ひます。

施行日は令和5年2月1日でございます。

以上、御説明いたしました。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 駐車場の料金が2,000円から1,000円になるということです。

当初、借上げ公営住宅を始めるときに、駐車場の管理の部分で相当数家主に負担が

かかるということで、美幌町の公営住宅は駐車場のお金を取っていませんでしたが、借上げ公営住宅から正式に2,000円を取ることになって、そのあと各公営住宅の駐車場もお金を取ることになったと。

そのときに、行政ではなく民間なので、金額についてはある程度の管理費も含めて2,000円にしたということでありましたが、今回はその辺についてどのような解釈になったのか、お願いします。

○議長（大原 昇君） 建築主幹。

○建築主幹（宮田英和君） お答え申し上げます。

現在の借上げ公営住宅の駐車場料金は、1台当たり月額2,000円なのですが、このうち1,600円をオーナーさんに借上料としてお支払いしております。

その1,600円の1割に相当する160円を駐車場の管理委託料として、別途お支払いしております。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） すみません、その表が分からないのですが、ということは、借上げ公営住宅を持っている方、要するに経営者には、今までどおり同じような配分のお金が引き続きいくということではないのですよね。

○議長（大原 昇君） 建築主幹。

○建築主幹（宮田英和君） 申し訳ございません。

今回、条例改正させていただきたいということで、1台当たり2,000円が月額1,000円に減額されるということでございますが、割合としてはこれまでと同じ形で、1台当たり800円を借上料として毎月お支払いいたします。

そして、その800円の1割に相当する80円を管理委託料としてオーナーさんにお支払いする形となっております。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） ということは、オーナーさんには影響ないように考えているということと、今の数字でいいのですね。

後ほどでいいので表をください、お願いします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第71号美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第72号

○議長（大原 昇君） 日程第5 議案第72号美幌町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（那須清二君） 議案の42ページをお開きください。

議案第72号美幌町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について御説明申し上げます。

美幌町公共下水道事業の設置等に関する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の24ページをお開き願います。

資料4、議案第72号関係。

条例名は省略させていただきます。

制定目的であります、人口3万人未満の自治体における公共下水道事業について

は、総務省から令和6年度までに公営企業会計とすることが求められており、本町においては令和5年度から適用することとし、地方公営企業法の規定に基づき、美幌町公共下水道事業の設置等に関し必要な事項を定めるものであります。

制定内容であります。従来、美幌町公共下水道設置条例を廃止いたしまして新たに今回制定するもので、第1条では事業の設置目的について、第2条では経営の基本について、第3条では法の適用について、第4条では事業の管理者の設置についてを規定しております。

第5条から第7条までにつきましては、旧条例と同様の内容を規定するものであります。

また、第8条から第11条までにつきましては、現在、法適用となっている水道事業会計と同様に必要な事項を規定するものであります。

根拠法令等は、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令で、施行日は、令和5年4月1日でございます。

以上、御説明いたしました。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 今回、公共下水道事業が公営企業法の適用になるということで、使用料金等の今後の影響はどうなるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 建設部長。

○建設部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますけれども、今回、地方公営企業法の適用ということで、若干内容を説明させていただきますが、公営企業につきましては独立採算制が原則でございます。その料金収入をもって赤字にならないように経営しなさいということでございます。

しかし、下水道事業につきましては、設

備の整備費等が多額でありますので、実際には一般会計からの繰入れに頼っているというのが現状でございます。

今回、公営企業会計の導入ということになりまして、民間企業と同じ複式簿記によって経理されますので、減価償却費などの経費も今後は見ていかなければならないため、そのような経費も増大することになります。

原則で言えば、そのような部分に見合う分を収入として見込んで、料金を計算していかなければなりませんけれども、そうすると、かなりの使用料の値上げですとか、基準外の繰出金の増大ということにもなりますので、現実的にすぐには厳しいものと考えてございます。

これは、美幌町だけの問題ではなくて、全国的にも同じ問題を抱えていると認識してございます。

今後についてですが、この繰出金等につきまして、法適用になることによって基準内外の定義が若干変わることにはなりますけれども、今まで同様に現金ベースでの赤字補てんという考え方に変更はないと考えております。

また、料金についてですけれども、今すぐということではございませんが、例えば、今後迎える施設の改修の規模についても、人口減少に伴った、その人口に見合ったダウンサイジングによる改修ですとか、経営改革によるさらなるコストの削減等に努めながら、将来的には適正な原価計算による料金水準に近づけていきたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 今回、国、総務省からは、令和6年度までに公営企業会計にするということになっておりますけれども、美幌町においては令和5年度からということで、御説明いただいたことについては分

かりました。

そこで、端的にお伺いしますけれども、今回の公共下水道事業の設置等に関する条例と廃止となる美幌町公共下水道設置条例について、先ほど建設部長から御説明がありました。再度、変更点について具体的に説明をいただければと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 上下水道課長。

○上下水道課長（石山隆信君） 御答弁申し上げます。

今回の下水道事業の条例の制度について、先ほど部長から御説明したところですが、人口3万人未満の自治体において、令和6年度までに公営企業会計とすることが総務省から求められているところであります。

本町においては令和5年4月1日から適用するため、必要な条例の整備を行うものであります。

条例の整備で何が変わるのかという御質問でございますが、下水道事業、個別排水処理事業の形態は公営企業となりますが、事業内容としては、従前の公共下水道事業、個別排水処理事業を継承していくため、条例の内容が大きく変わるものではございません。

今回整備する条例は、地方公営企業法で制定が義務づけられている条例の制定を行うもので、既に法適用化している水道事業の設置等に関する条例と整合性を図った内容であり、国の基準等を参考にしたほか、廃止予定の条例等の規定を引き継いだものとなっております。

法適用化に伴い、企業会計に移行することによる大きな違いは、会計の仕組みが変わることや予算の組替え、現金主義から発生主義の複式簿記へ、また、財産台帳のみから資産台帳の減価償却管理などが挙げられます。

これらにより、安定した下水道サービスを持続的に提供していくための経営基盤強

化が図られることが目的となっております。

以上、御説明いたしました。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 変更点については分かりました。

そこで、先ほど木村議員からも質問がありましたけれども、今後の収入の見通しについて、先ほどの部長の説明によると当面は現行のままということですか。

今後、例えば、一般会計からの基準外繰出しとか、料金を上げないためにさらに繰出金を多くする場合があるのか、それと、将来の独立採算に向けて、どのような場合に使用料金の値上げを検討するのか、その点についてお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 建設部長。

○建設部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、先ほども御説明いたしましたとおり、まずは経費をできるだけ圧縮した中でということを中心に考えていかなければならないと考えております。

また、地方公営企業法は独立採算制が原則ということですので、先ほど申しましたとおり、一気にいかななくても、今後の見直しに合わせまして、住民の方にも適正な料金はこの金額ですよということを説明し理解を得ながら、時期を見てその料金水準に近づけていくよう考えていきたいと思っております。今の時点で具体的にいつからというものを持ってございません。

今回の法適用ということは、全国的に同じ状況の町村がございますので、周辺の状況等も参考にしながら、今後また検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 条例の中に書いてあることで、2年前から企業会計へ移行

のためのコンサルを受けて、数字の計算式をつくっていると思うのですけれど、これについて、現況から新しい計算式が変わるときの議会への説明というのは、来年の3月31日をもって閉めるとしたら、議会側には前もってきちんとした公表をするのか、それとも、3月で閉めた後、ある程度の時期になってから議会側へ通達となるのか、その辺についての日程をお願いします。

○議長（大原 昇君） 建設部長。

○建設部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、まず、予算についても企業会計に変わりますので、これについては、新年度予算で上程させていただくことになると思います。

また、決算につきましては、3月31日で会計ががらりと変わるということで、打ち切り決算ということになってきます。

その辺については現在作業中でございますので、状況を見ながら説明できる状態になれば、どこかの時点で説明できればと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 私たち議員も4月で任期が切れますので、その前に発表できることであれば、事前に説明してもらうことが望ましいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 建設部長。

○建設部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、そのような形でできるように考えてまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第72号美幌町公共下水

道事業の設置等に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第73号

○議長（大原 昇君） 日程第6 議案第73号美幌町個別排水処理事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（那須清二君） 議案の45ページをお開き願います。

議案第73号美幌町個別排水処理事業の設置等に関する条例の制定について御説明申し上げます。

美幌町個別排水処理事業の設置等に関する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の25ページをお開き願います。

資料5、議案第73号関係。

条例名は省略させていただきます。

制定目的であります。先ほど御説明いたしました美幌町公共下水道事業の設置等に関する条例と同様の趣旨でございます。下水道事業の一部である個別排水処理事業について、地方公営企業法の規定に基づき、美幌町個別排水処理事業の設置等に関し必要な事項を定めるものであります。

制定内容であります。こちらから従来の美幌町個別排水処理設置条例を廃止いたしまして新たに今回設定するもので、第1条では事業の設置目的について、第2条では経営の基本について、第3条では法の適用について、第4条では事業の管理者の設置

についてを規定しております。

第5条から6条までにつきましては、旧条例と同様の内容を規定するものであります。

第7条から10条までにつきましては、現在法適用となっております水道事業会計と同様に必要な事項を規定するものであります。

根拠法令等は、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令で、施行日は、令和5年4月1日であります。

以上、御説明いたしました。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第73号美幌町個別排水処理事業の設置等に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第74号

○議長（大原 昇君） 日程第7 議案第74号地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（那須清二君） 議案の48ページをお開きください。

議案第74号地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

地方公営企業の適用に伴う関係条例の整

理に関する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の26ページをお開き願ひます。

資料6、議案第74号関係。

条例名は省略させていただきます。

制定目的であります。先ほど御説明いたしました公共下水道事業及び個別排水処理事業が地方公営企業法の適用となることに伴い、関係条例の整理を行うものであります。

制定内容であります。第1条として、新規制定する条例への規定内容の移行等により、記載の四つの条例を廃止するものであります。

第2条では、今回の改正に伴い、記載の条例の引用していた部分の文言の修正を行うものであります。

第3条から第7条につきましては、今回の改正に伴い、町長部局と別組織の扱いとなる二つの事業及び管理者をそれぞれの条例の実施機関等の定義に追加するものであります。

第8条においては、今回の改正に伴い、町長部局と別組織の扱いとなる二つの事業に係る職員定数を全体の内数として規定するもので、町長の事務部局の職員から2名を公共下水道事業へ、1名を個別排水処理事業へ移行するものであります。

新旧対照表については、28ページから31ページを御参照願ひます。

根拠法令等は、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令で、施行日は、令和5年4月1日であります。

以上、御説明いたしました。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第74号地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第75号

○議長（大原 昇君） 日程第8 議案第75号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第11号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の51ページになります。

議案第75号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第11号）について御説明を申し上げます。

令和4年度美幌町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

今回の補正は、ふるさと寄附金の増収に係る経費の追加、福祉灯油等の助成に係る経費、原油価格高騰の影響による燃料費・光熱水費の追加のほか、事務事業の確定に伴う予算の整理などを行おうとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,082万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億6,579万2,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の変更は、第2表、債務負担行為補正により御説明いたし

ます。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正により御説明いたします。

債務負担行為の補正から御説明いたしますので、議案書の55ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正であります。

議案第71号で御説明のとおり、平成14年度に契約をいたしました借上げ公営住宅の契約期間が満了するため、再借上げに係る債務負担行為を当初予算において設定いたしました。近傍同種家賃を算定する際に用いる国が示す建築物価の変動率が改正され、借上料が増額となりますので、限度額を1億3,471万7,000円から1億3,804万円に変更いたします。

次に、地方債補正について御説明いたしますので、56ページを御覧いただきたいと思っております。

第3表、地方債補正でございます。

1段目の緊急防災・減災事業は、事業費の確定に伴う予算の整理で310万円を減額し、補正後の限度額を5,270万円といたします。

緊急防災・減災事業債の借入を予定しており、充当率は100%、交付税措置率は70%であります。

2段目の多目的バス購入事業は、事業費の確定に伴う予算の整理で120万円を減額し、補正後の限度額を2,210万円といたします。

過疎対策事業債の借入を予定しており、充当率は100%、交付税措置率は70%であります。

3段目の町道整備事業は、同じく事業費の確定に伴う予算の整理で80万円を減額し、補正後の限度額を1億3,820万円といたします。

過疎対策事業債の借入を予定しており、充当率は100%、交付税措置率は70%であります。

4段目の臨時財政対策債は、借入額の確定に伴う予算の整理で1億3,546万円を減額し、補正後の限度額を8,538万7,000円といたします。

充当率は100%、元利償還金の全額が後年度に普通交付税で措置されます。

以上のとおり、地方債の限度額を補正前の8億2,294万7,000円から補正後の6億8,238万7,000円といたします。

続いて、歳出から御説明いたしますので、66、67ページをお開き願います。

3、歳出になります。

増額する補正を中心に御説明させていただきます。

まず、2款総務費、1項総務管理費、5目の企画費であります。

1、政策推進事業費の増、このうち、燃料費の14万4,000円と光熱水費の3万1,000円は、移住体験住宅につきまして、原油価格高騰の影響により灯油代と電気料に不足が生じるため、所要額を追加いたします。

なお、今回の補正では、公共施設の燃料費及び光熱水費、施設の管理運営委託料等を増額いたしますが、いずれも原油価格高騰の影響による不足額の追加になりますので、以後の説明は省略させていただきます。

4行目以降の通信運搬費、広告料、手数料、業務等委託料、積立金、これらを合わせて3億円の増額になりますが、こちらにつきましては、ふるさと寄附金の増収に係る経費の追加計上になります。

本年11月末現在の寄附金は、対前年比で約2.7倍と好調に推移しており、今後も増収が見込まれますので、今年度の寄附金を2億5,000万円から5億5,000万円へ上方修正し、関連経費を増額しようとするものであります。

好調の主な要因であります。タマネギを中心に野菜類が堅調なこと、人気の高い

道産ブランド牛の発送体制を強化したことで寄附件数が伸びていること、海産物の加工品を返礼品に追加したこと、以上が主な増額要因と考えてございます。

また、新たな広告手段といたしまして、ポータルサイト上に検索連動型広告を掲載するための費用といたしまして、広告料150万円を計上してございます。

こちらは、あらかじめ関連するキーワードを設定しておき、検索者がキーワードを入力すると、パソコンやスマホの検索画面の上位に返礼品が掲載される仕組みで、寄附者のさらなる獲得を目指してまいりたいと考えてございます。

次に、68、69ページになります。

9目財政調整等基金費、1、財政調整等基金積立金の増、積立金の100万円は、8月18日、株式会社道央環境センター様から町のために役立ててほしいと100万円の御寄附をいただきましたので、基金へ積立てを行います。

なお、参考資料の32ページ、資料7に、基金の年度末予定残高を掲載しておりますので、御確認をいただければと思います。

次に、議案書の70ページ、71ページになります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目の社会福祉総務費、4、傷病見舞金給付事業費の増、負担金、傷病見舞金660万円は、個人事業主が新型コロナに感染し療養のため事業を休止した際、町が見舞金を支給する制度であります。今年度に入り町内で感染者が拡大し、見舞金を速やかに支給する必要がありましたので、これまで予算を流用の上へ対応してきてございます。

療養期間の短縮、療養期間中の外出制限の緩和等を踏まえ9月末をもって事業を終了し、事業費が確定いたしましたので、今回、予算の整理を行うものであります。

なお、実態に即した新たな制度につきまして検討を進めてまいりますので、制度設

計が整い次第、御説明をさせていただきたいと考えてございます。

次に、12、福祉灯油等助成事業2,106万6,000円につきましては、冬期間における暖房費支援策として、1世帯当たり1万円を助成するために必要な事務費、扶助費を予算措置いたします。

支給対象となるのは、65歳以上の高齢者世帯、ひとり親世帯、障がい者世帯、生活保護受給世帯のうち町民税が非課税の世帯で、2,043世帯を見込んでございます。

次に、中段の3目高齢者福祉費は、72、73ページになります。

上段から5行目です。

11、認知症高齢者グループホーム整備事業、補助金、介護サービス提供基盤等整備事業費補助金350万円は、新型コロナウイルス感染症対策として、家族との面会室を整備する介護施設に対し、厚生労働省が350万円を上限に助成するもので、その全額が国費により措置されます。

次に、2項の児童福祉費、1目の児童福祉総務費、4、子育て支援センター運営事業費の増、消耗品費の4万3,000円は、保育用の玩具を購入いたします。

また、教育備品の8万1,000円は、複合用具を購入するための予算措置ですが、これらの財源には、10月24日、明治安田生命保険相互会社釧路支社様から受領した寄附金を活用させていただきます。

次に、2目の保育園費、1、美幌保育園管理運営事業費の増、庁用備品の56万3,000円ですが、こちらは厨房にございます冷凍庫と冷蔵庫が古く、適切に温度を管理できない状況にありますので、更新するための予算措置になります。

次の機械器具20万3,000円は、放送設備を購入いたします。

また、その下の2、東陽保育園管理運営事業費の増、教育備品19万7,000円に

つきましては、複合遊具の購入費用になりますが、先ほど御説明した子育て支援センターと同様、財源には明治安田生命保険相互会社釧路支社様からの寄附金を充当いたします。

次に、1番下の4款衛生費、1項保健衛生費は次のページになります。

2目の予防費になります。

1、感染等予防対策事業費の増、補助金、新型コロナウイルス感染症検査費用支援金300万円ではありますが、こちらは、町内の介護事業所及び障害福祉事業所が実施する職員や入所者に対するPCR検査、抗原定量検査の助成件数が当初予算を上回る見通しにありますので、検査費用を追加し感染拡大の防止を図るものであります。

次に、2、予防接種事業費の増、広告料70万1,000円ではありますが、こちらは、新型コロナウイルス感染症対策としてワクチン接種の勧奨、感染防止行動の協力要請など、広く町民の皆様にご周知を図るための費用になります。

下段の6款農林水産業費、1項農業費につきましては、次のページを御覧いただきたいと思います。

上段の4目農業振興費、2、新規就農者等支援事業費の増、交付金、農業次世代人材投資資金150万円は、就農に向けた経営開始資金を農林水産省が交付するもので、その全額が国費で措置されます。

今回、令和4年度に美富地区で農業経営を開始した1名が対象になります。

次の8、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業費の増、補助金、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金1,589万1,000円は、省力作業機械の導入に対し、農林水産省が事業費の2分の1以内を補助する制度になります。

実施主体は農事組合法人と生産組合の二つの団体で、大豆用のコンバイン2台と真空播種機1台の導入を申請しておりましたが、今回、割当て内示がございましたので

予算計上をいたします。

次の5目畜産業費、1、畜産振興事業費の増、業務等委託料、温泉施設牛乳無料提供業務委託料126万円ではありますが、こちらは学校給食が休止する年末年始に牛乳の余剰感が強まり、牛乳廃棄が懸念されますので、峠の湯びほろの利用者に牛乳1本を無料提供することで、牛乳の消費拡大と温泉施設の利用促進を図るための費用になります。

無料提供する期間は12月の23日から1月15日まで、牛乳は9,000本を用意いたしますが、なくなり次第提供を終了する予定でございます。

中段の2項林業費、1目林業総務費、2、林業推進事業費の増、修繕料15万7,000円は、エコハウスの床暖房に使用している地中熱ヒートポンプが故障し部品交換が必要なことから、修理するための費用になります。

下段の7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、このうち補助金の3行目、新型コロナウイルス対策事業者支援金1,000万円の減額ではありますが、令和4年1月から3月の売上げが前年に比べて20%以上減少した中小企業者に対し、従業員数に応じて支援金を給付する事業で、当初支給対象を150社と見込み3,000万円を計上いたしましたが、申請実績といたしましたので、今回、執行残を整理いたします。

1番下の3目観光費は、次のページになります。

2、観光施設維持管理事業費の増、施設維持管理等委託料の3行目、交流促進センター維持管理委託料960万円の計上であります。

こちらは、原油価格高騰の影響で燃料費、電気料の負担が増大しており、指定管理者の経営努力の範囲内で対処できる状況にはありませんので、燃料費については指定管理申請時に見込んだ額の15%を超え

た額を、電気料については指定管理申請時に見込んだ額を超える全額をそれぞれ補填するために、委託料を増額いたします。

次に、8款の土木費、2項道路橋梁費、2目の道路橋梁維持費、1、道路橋梁維持管理事業費の増、修繕料の93万7,000円ではありますが、こちらは、道路の陥没、雨水ますの破損、舗装路面の損傷など、町道の修繕か所の増加に伴う予算追加になります。

議案書80ページ、81ページになります。

1番上の業務等委託料、公園樹木伐採業務委託料109万5,000円ではありますが、こちらは、せせらぎ公園の敷地内の樹木が強風や降雪により倒木するおそれがございますので、伐採するための経費を計上いたします。

このページの下段になります、10款の教育費、2項小学校費、1目の学校管理費、1、小学校管理事業費の増、消耗品費の83万8,000円は、コロナ禍における学校の教育活動継続に必要な感染症対策に関わる物品の購入費用になります。

除菌シートやペーパータオル、消毒液などを購入するもので、国の学校保健特別対策事業費補助金を活用いたします。

機械器具71万9,000円につきましても、感染症対策でございまして、内容は美幌小学校に空気清浄機を2台、東陽小学校に顔認証型サーマルカメラ1台を購入いたします。

議案書の82、83ページを御覧いただきたいと思っております。

3項の中学校費、1目学校管理費、1、中学校管理事業費の増、消耗品費の60万4,000円は、小学校費と同様に国の補助金を活用し、感染症対策に関わる物品を購入するための予算措置になります。

修繕料の50万6,000円は、美幌中学校の体育館の暖房機1台に故障が判明いたしましたので、冬休み期間中に修理を行う

ための費用になります。

機械器具43万7,000円は国の補助金を活用し、感染症対策として美幌中学校に送風機1台、北中学校に空気清浄機1台をそれぞれ購入いたします。

84、85ページになります。

中段の5項保健体育費、3目学校給食センター費、2、学校給食センター維持管理事業費の増、修繕料の88万円は、煮炊き釜の攪拌機が経年劣化により使用不能となりましたので、部品を交換するための費用を計上いたします。

次に下段になります。

11款公債費、1項公債費、1目元金、1、町債元金償還金の増、償還金利子及び割引料7,895万1,000円ですが、こちらは高度無線環境光ファイバー整備事業費の確定に伴いまして、令和3年度分として借入れを行った過疎対策事業債の繰上償還を行うほか、既借入れ分の利率見直しによる償還金の変更になります。

議案書の86、87ページになります。

12款の職員給与費、1項、1目職員給与費、2、会計年度任用職員給与支給事務費の増、52万1,000円ですが、マイナンバーカード交付事務に従事するパートタイム勤務1名を3か月間任用する費用になります。

続いて、歳入について御説明いたしますので、議案書の60ページ、61ページにお戻りいただきたいと思っております。

2、歳入になります。

12款地方交付税、1項、1目地方交付税2億4,292万6,000円は、普通交付税の額の確定に伴う増額になります。

中段の16款国庫支出金、2項国庫補助金のうち8目の教育費国庫補助金、2節小学校費補助金、3節中学校費補助金のうち学校保健特別対策事業費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る消耗品・備品の購入費に対する補助で、補助率は2分の1となっております。

また、公立学校情報機器整備費補助金は、ICTを活用した授業環境の整備に関わる補助で、教員数と学級数に応じた定額補助になります。

下段の17款道支出金は、次のページになります。

上段の2項道補助金、2目の民生費道補助金、1節社会福祉費補助金のうち説明欄の2行目、地域づくり総合交付金の増、60万円につきましては、町が実施する福祉灯油等助成事業に対する北海道の定額補助になります。

中段の18款財産収入、2項財産売払収入、2目物品売払収入の17万円ですが、こちらは、多目的バスの更新に伴い、平成2年車、走行距離42万キロのバスを売払いした代金になります。

次に、19款の寄附金、1項、1目一般寄附金のうち説明欄の一行目、一般寄附金の増、100万円は、8月18日に株式会社道央環境センター様から、町のために役立ててほしいと御寄附をいただいております。

その下のふるさと寄附金の増、3億円は、歳出で御説明したとおり、対前年比で約2.7倍と好調なことから、今年度の寄附金の総額を2億5,000万円から5億5,000万円へ上方修正いたします。

2目の民生費寄附金52万4,000円は、10月24日、明治安田生命保険相互会社釧路支社様より、子育て支援などに役立ててほしいと52万4,500円の御寄附をいただいております。

4目の教育費寄附金9,000円は、10月25日、北海道コカ・コーラボトリング株式会社様より、町民会館びほーるギャラリーに設置しております自動販売機の売上げの一部、8,899円の御寄附をいただいております。

20款の繰入金は、事業費の確定などに伴う予算整理になります。

64、65ページを御覧いただきたいと

思います。

上段の22款諸収入、5項、5目雑入のうち説明欄の2行目、使用済オイルマット処理費用1万1,000円につきましては、8月25日に発生した車両横転事故におきまして、町道に流出したガソリンを処理するために使用した吸着マットの産廃処理費用が保険会社から入金されたものであります。

最後、23款町債につきましては、第3表、地方債補正で御説明したとおりでございます。

以上、議案第75号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第11号）につきまして御説明を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩します。

再開は、11時20分といたします。

午前11時 7分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 議案書で言いますと75ページ、衛生費の予防接種事業費の増、広告料70万1,000円の増額の部分なのですけれども、先ほどの説明ではコロナワクチン接種促進用の広告ということでしたが、これはどのような広告の内容を考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） 御答弁いたします。

新型コロナワクチン接種事業の広告料の内容説明についての御質問かと思われま

す。
感染防止対策の徹底を求める要請だとか、ワクチン接種の勧奨、感染拡大時の緊急対応、ワクチン接種に関する変更や急を要するお知らせということで、こちらは令

和4年度、既に8回分の予算を計上しております。町内1社、町外1社の計2社にこれまで5回掲載をしております。

今、説明しましたとおりワクチン接種の御案内だとか、町民に感染防止の徹底を求める等の通知となっております。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 私も各新聞だったりとか、紙面でこのようなコロナワクチン、そして、コロナの感染対策のPR広告等をよく目にします。

結構、それぞれの町が単独で紙面を出されていたりと、私の中ではすごいインパクトがあって、どこの町だろうと思って見たときに美幌ではなかったとか、美幌だったとか、そうしたことがあると思います。

目についた人、町民、それ以外の方も含めて、その人たちに効果的にPRするため、例えば、美幌だけではなくて、近隣の市町村とかと連携して大きな広告とか、もっと中身が分かりやすい広告にしてはどうかと思うのですが、その辺りはどうでしょう。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） 御答弁いたします。

議員おっしゃるとおり、たしか昨年11月ぐらいだったと思うのですが、定住自立圏構想で1市4町が連携して、ワクチンや感染防止対策について、北見にある新聞社に掲載させていただいたこともございます。

また、今、第8波と言われておりますので、必要に応じて1市4町が連携して実施してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 73ページ、介

護サービス提供基盤等整備事業費補助金で、グループホーム1か所のコロナの面会室等の整備ということでした。これは町内企業に要望調査をして出てきた1施設だけだと思うのですが、さらに、この事業というのは補助金が入っているのですけれども、追加希望が出てきたときに対応が可能なかどうか、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） 御答弁いたします。

こちらは地域医療介護総合確保基金という形で、面談するだとか、そのような施設の部分の補助になりますが、例えば、今、実施しております小規模多機能施設も、同じ事業で1施設について補助するというメニューになっております。

それで、事業の内容が改正となるたびに、当然、事業所にも周知しておりますし、道と協議もしておりますので、今後、そのような事業主体・規模の事業者が出てきた場合には、対応できると思っております。

よろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） そうすると、今、建設中の小規模多機能施設でやるのか、それとも既存のグループホームからの申請でやるのか、その辺を教えてくださいませんか。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） 同じ基準の事業にはなるのですが、メニューが別になりますので、新設は新設、改修は改修で分かれております。

よろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 私が聞いたのは、結局、この予算は、既存のグループホ

ームの申請なのかということでお尋ねいたしました。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） 申し訳ございません。既存のグループホームの改修になります。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 67ページの総務管理費、企画費、積立金のふるさと納税にかかることになります。

委員会でも聞いていますけれども、年間5億円近くの寄附金が入ってきて、極端に言えば約4割が経費で消えていく、美幌町の基金に残るのは大体5割を切ったぐらいですよと。

すごく喜ばしいことなのですが、残念ながら、かかる経費のほとんどが地元以外の業者に持っていかれている、結果的には納税を受けながら、さとふるなども含めた本州の業者が3割という高額な金額をかかるとして持つていく、相当な利益率だと思うのです。

未来永劫、いつまでこの5億円が続くかというのはまだ私も分かりません。せっかくもうかっている時期、要するに、お金が入ってくる時期ですから、前回の議会でも基金の使い方をしっかりやるべきだと言いましたけれど、それより、もう一つやらなければいけないのは、業としてそれなりの体制をつくること。

5億円程度になったとなれば、既に行政職員で収益管理をする範疇ではなく、委託している観光物産協会を含め、しっかりとした管理体制をつくって経費を削減する、あとはアピールする。

当然、地元アピールにもなりますけれども、せっかくもらった積立金ですから、今後の使い道、行く末についてしっかり方向性を出す時期が来たのかなと思うのですが、このことについてどのような考えをお持ちなのか、お願いします。

○議長（大原 昇君） 政策課長。

○政策課長（沖崎寿和君） 寄附金の使い道とのございますが、正直、まだ明確にお答えできる状況にはございません。

議員おっしゃった御意見を受け止めながら、きちんと検討してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 今、お尋ねの件ですが、当初、本町のふるさと寄附金については、なかなか寄附金が増えずに苦勞して、今に至っております。

今回、5億5,000万円を見込んでの補正予算ということで、議員の御指摘のとおり、このぐらいの規模になっていきますと、しっかりとした町の考え方を持った中での寄附金の活用、それから管理の在り方、この辺は一定の整理が必要になってきたのだと思っております。

現在、内部でいろいろな考え方、例えば、先進の自治体の取組状況なども把握に努めております。

そこを整理できた段階で、新年度に向けてどのような体制がいいのかしっかり精査した中で、新年度予算に計上できるよう準備を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 未来永劫、これが続けばすごくいいことかなと思います。

ただ、先ほど、農産物、海産物や道産和牛は売上げが伸びていると聞きましたが、元をただせば、地元で持っているものがどれだけ伸びたかということが一番重要なことであるのに、その部分の伸びが多くありません。

いろいろな業者、いろいろな団体がありますけれど、一つ二つに絞るのではなくて、広範囲の中でいろいろな聞き取りなりをしながら、全産業ベースでしっかりとし

た対策を練る体制づくりを考える。

この余裕あるお金の中で一部を回すことは可能だと思いますので、しっかり次年度に向けて動いてくれればありがたいなと思います。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 御指摘のとおりだと思います。

全国から多くの皆様に美幌町を応援いただいているというところであります。

その資金をしっかりと活用した中で、美幌のよさをさらに高めるための取組、あるいは特産品をしっかりと増やして、さらに応援をいただけるような取組を進めていきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 77ページの商工業振興費の負担金補助及び交付金、商工業振興推進事業費の減、1,000万円ということで、新型コロナウイルス対策事業者支援金で3,000万円予定していたものが、109社で約2,000万円の助成ということですがけれども、この109社で1,000万円減ったということは、好調で、売上げが落ちた会社が見込んでいたより少なかったのか、減額になったのか、未申請だったのか、その辺を捉えていますでしょうか。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） ただいまの伊藤議員の御質問ですけれども、今回1,000万円を減額するということで、150件の予算に対して109件の実績ということでございます。

事業の実績が好調で150件までいかなかったのかどうかということの御質問だと思いますけれども、正直申し上げまして、そこまでの状況調査ですとか、そのようなことは私どもで把握しかねているところでございます。

ただ、予算の150件というのは、これ

までの予算の中での件数を引き続き提案させていただいた分でございます、そこまではいかなかったのだろうというところがございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第75号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第11号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第76号

○議長（大原 昇君） 日程第9 議案第76号令和4年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） 議案書の89ページになります。

議案第76号令和4年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

令和4年度美幌町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,368万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,014万1,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書に

より御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、議案書の98、99ページをお開き願います。

3、歳出。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1,368万2,000円の減額につきましては、まず、前年度の広域連合への市町村負担事務費の精算分を今年度で整理することに伴い、事務費負担金を95万4,000円減額し、また、保険基盤安定負担金の確定及び保険料の実績見込みにより、保険料等負担金を1,272万8,000円減額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、96、97ページをお開き願います。

2、歳入。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、実績見込みにより特別徴収保険料を1,080万2,000円減額し、普通徴収保険料を369万1,000円増額するものでございます。

2款繰入金につきましては、広域連合市町村事務費負担金の確定に伴い、事務費繰入金を95万4,000円減額し、保険料の軽減措置分の確定に伴う保険基盤安定繰入金を664万円減額するものでございます。

3款繰越金につきましては、前年度の繰越金の確定による補正でございます。

以上、御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第76号令和4年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第77号

○議長（大原 昇君） 日程第10 議案第77号令和4年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（那須清二君） 議案の101ページをお開き願います。

議案第77号令和4年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

令和4年度美幌町の公共下水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、消費税確定申告及び令和3年度借入利率確定等に伴う補正を行おうとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ572万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,765万8,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、110、111ページをお開き願います。

3、歳出。

1款、1項、1目一般管理費、備品購入費9万8,000円につきましては、地方公営企業法適用に伴い、印章が必要になることによる増額補正でございます。

その下、公課費506万3,000円の減につきましては、消費税及び地方消費税の確定申告に伴い、その後の中間納付額が確定したことによる減額であります。

次にその下、2目維持管理費、委託料及

び備品購入費につきましては、執行残による減額でございます。

次に、2款公債費、1項、1目元金、償還金利子及び割引料199万円の増につきましては、令和3年度借入れの公営企業会計適用債について、当初設定していた据置期間を設けなかったことによる当年度償還額が増加したことによる増額です。

その下、2目利子、償還金利子及び割引料131万6,000円の減につきましては、令和3年度発行分の起債借入利率確定に伴う利子償還金の減額であります。

次に、歳入について御説明いたしますので、108、109ページをお開き願います。（「説明省略」と発言する者あり）

以上で、説明を終了させていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第77号令和4年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第78号

○議長（大原 昇君） 日程第11 議案第78号令和4年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（那須清二君） 議案の115

ページをお開き願います。

議案第78号令和4年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第2号）についてを御説明申し上げます。

令和4年度美幌町の個別排水処理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、令和3年度発行分の起債借入利率の確定に伴う公債費の減額補正を行おうとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,927万8,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、124、125ページをお開き願います。

3、歳出。

1款、1項、1目一般管理費につきましては財源調整でございます。

その下、2款公債費、償還金利子及び割引料10万8,000円の減につきましては、令和3年度発行分の起債借入利率確定に伴う利子償還金の減額であります。

次に、歳入について御説明いたしますので、122、123ページをお開き願います。（「説明省略」と発言する者あり）

以上で、説明を終了させていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第78号令和4年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第79号

○議長（大原 昇君） 日程第12 議案第79号令和4年度美幌町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（那須清二君） 議案の127ページをお開き願います。

議案第79号令和4年度美幌町水道事業会計補正予算（第2号）についてを御説明申し上げます。

総則。

第1条、令和4年度美幌町の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、日並浄水場における小水力発電機の修繕及び動力費の高騰による補正を行おうとするものであります。

収益的支出の補正。

第2条と資本的支出の補正、第3条につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正、第4条、予算第8条に定めた経費は記載の金額であります。

次に、128、129ページをお開き願います。

補正予算実施計画書及び説明書。

収益的支出であります。

1款水道事業費用、1項、1目原水及び浄水費、修繕費258万3,000円につきましては、日並浄水場小水力発電設備から水漏れが発見され、部品の交換等に伴う修

繕料であります。

その下、動力費 35万7,000円と2目配水及び給水費の動力費 83万7,000円につきましては、北電燃料費調整単価の高騰による増額であります。

その下、2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費であります。企業債利息 102万9,000円の減額は、令和3年度発行の企業債借入利率の確定に伴う支払利率の減額であります。

次に、130、131ページをお開き願います。

資本的支出であります。

1款、1項、1目浄水配水設備費、その他手当 68万8,000円は、時間外手当の補正であります。

その下、2項、1目企業債償還金 203万9,000円の減につきましては、令和3年度借入額の確定による減額です。

以上、御説明申し上げました。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第79号令和4年度美幌町水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第80号

○議長（大原 昇君） 日程第13 議案第80号令和4年度美幌町病院事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 議案書は139ページになります。

議案第80号令和4年度美幌町病院事業会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、入院患者数の減少による入院収益の減額と価格高騰に伴う電気料の増額補正、診療の維持に必要な施設器具等の修繕料、発熱外来の設置に伴う電話料、企業債の支払利息の増額補正などを行おうとするものであります。

第1条、令和4年度美幌町の病院事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条の業務の予定量の補正につきましては、当初見込みの年間入院患者数について、医師確保ができなかった期間に相当する患者数を減ずることに加え、コロナ禍の中、入院患者数が増えてこない状況が継続しており、内科など主たる診療科で入院患者数が減少していることから、入院の年間患者数を2,795人減の2万3,850人に、1日平均患者数を8人減の65人にするものであります。

第3条の収益的収入及び支出の補正につきましては、後ほど実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

次に、140、141ページを御覧いただきたいと思えます。

収益的収入の補正であります。

医業収益のうち、入院収益7,200万円の減につきましては、年度当初より外科医師及び内科もしくは総合診療科の医師が確保されるものとしてその収益を予算計上しておりましたが、外科医師につきましては8月に採用となったこと、内科医師につきましては11月末現在、採用ができていないことから、不在期間に相当する収益について減額するとともに、新型コロナウイルス感染症が終息しない中、内科など主たる

診療科におきまして、入院患者の減少が続いており、今後の収益見込みから減額を行うものであります。

医業外収益、他会計負担金、一般会計負担金5,000円の増は、令和3年度に医療機器購入のため借入れを行った企業債の借入利率が当初予定の0.01%から0.03%となったことから、支払利息に対する一般会計の繰入金を増額するものであります。

次に、142、143ページを御覧いただきたいと思えます。

収益的支出の補正であります。

医業費用の経費、光熱水費821万円の増は、原油価格高騰による電気料金の値上がりにより、年間使用量の見込みから不足分を補正するものであります。

修繕費のその他施設器具等修繕料200万円の増は、温水暖房設備、給食厨房設備など、施設設備の老朽化による部品交換等の修繕料として増額補正をするものであります。

通信運搬費の電話料91万1,000円の増は、発熱外来の問合せのあった患者様への受診案内や受診後の検査結果の連絡件数が増加したことにより、執行見込みから増額補正をするものであります。

医業外費用の企業債償還利息7,000円の増は、令和3年度借入れの企業債の借入利率が、当初予算の0.01%から借入れ実績で0.03%となったことによる支払利息の増額分を補正するものであります。

以上、御説明いたしましたのでよろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 今、説明を受けた中で、入院患者数がお医者さんの関係で足りなかったということです。

今年度末、3月31日まで見込みなのですけれど、残った3か月間で受診の仕方

ある程度、入院の見込みがあり得るのかというのが一つ。

極端に言うと、僕は入院患者が少ないということは、美幌町民の健康が維持されているということで、これはいいことかなと思っています。

逆に言えば、ほかの病院に行ってしまったのかというのもあるのですけれど、病院会計としては、当初予算を組んだ中で8,300万円のマイナス勘定になると、結構大きな金額なのできついかなと。

決して、これがマイナスだから病院経営は云々だとは思いません。しっかりお医者さん方が頑張っている中で、美幌町の健康重視ということで。

今、7,200万円の入院収益が減ったことは、次年度についても、これだけの患者さんが減る形でいくのか、無理して入院させることはないと思うのですけれど、この辺の数字について、3か月間でどのように重きを置いて考えるかが1点。

それと、キャッシュフローでいくと、まだ現金ベースでお金があるのかなと思しますので、今現在の8,000万円のお金が動かないことによって、資金ベースで何か変更があるのかどうか、お願いします。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 入院患者数の減ということでございますが、コロナウイルス感染症が拡大してきた時期、ちょうど令和2年だと思えますが、そのときから入院患者数、外来も含めて患者数は減少してきておりまして、そのまま増加することなく、現状に至っているというのが実態だと思います。

当初は、コロナウイルスのこともありますが、お医者さんが確保されるものとして、人件費を見込み、収益を見込むという勘定で積み上げをしてきております。

コロナウイルス感染症が終息しない中においては、お医者さんの診療ができないということもありますが、受診控えといいま

すか、それにのみならず肺炎ですとか、感染症による入院患者さんが減っているというのが実態でございます。

正確に統計は取れておりませんが、実態としてはそのようなことなのだろうと捉えております。

今後、12月を含めてあと4か月の期間があるわけですがけれども、今の見込みとしてはちょっと厳しいのかなという考え方を持っておりますので、最終的な見込みとしては、さらに減る可能性が非常に大きいと見込んでいるところでございます。

ただ、議員おっしゃいましたとおり、健康であるということは、町民にとっては大変いいことでありますし、治療が必要な場合は当然、病院にかかっていたら、その治療に当たっていくということですので、こればかりは、疾病の状況に応じてということになるのかなと思っております。

今回、7,200万円を減額するわけですが、資金ベースではキャッシュフローにありますとおり、一定程度の資金は年度末の見込みにおいて確保されると捉えておりますので、資金ベースの判断としてはいけると考えているところでございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 今の質問に関連して、令和3年度の病床利用率と比べて、来年3月までがこの見込みで固定だとしたら、結果として病床利用率というのは下がるのでしょうか。

その辺の状況だけお教えてください。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） お答えいたします。

今回の入院患者数で、最終的な病床利用率は66%という数字になるのかなと思っております。

ですが、先ほどの見通しからいいます

と、令和3年度の病床率よりもさらに下がってくると見通しているところでありますので、病床利用率としては非常に厳しいのかなと思っているところでございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第80号令和4年度美幌町病院事業会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 報告第26号

○議長（大原 昇君） 日程第14 報告第26号定期監査報告について。

御手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第26号定期監査報告についてはこれで終わります。

◎日程第15 報告第27号

○議長（大原 昇君） 日程第15 報告第27号例月出納検査報告について（8月～10月分）。

御手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第27号例月出納検査報告については（8月～10月分）はこれで終わり

ます。

◎日程第16 閉会中の継続調査について

○議長（大原 昇君） 日程第16 閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定によって、御手元に配付した印刷物のとおり申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本定例会に付議されました案件は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和4年第11回美幌町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後0時1分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員